

## 第4章 保育の質のガイドライン（素案） 第20回委員会協議内容を受けての修正版

【注記】

修正前：「資料52」として提示した内容です

修正後：第20回委員会での委員の皆様からのご指摘等を受け、「資料52」に修整を加えた内容（修正箇所を網掛けしています）です。

## 目 次

- 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ
- 2 ガイドラインの構成と活用方法
- 3 基本目標
- 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと
  - (1) 保育の内容
    - ① 子どもの権利
    - ② 保育環境
    - ③ 保育内容
    - ④ 1歳未満児
    - ⑤ 1歳以上3歳未満児
    - ⑥ 3歳以上児
    - ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援
  - (2) 健康及び安全
    - ① 食育
    - ② 健康
    - ③ 安全管理
    - ④ 災害への備え
  - (3) 子育て支援
    - ① 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
    - ② 地域の保護者等に対する子育て支援
  - (4) 保育者としての資質向上
- 5 保育の質の維持・向上に必要なこと
  - (1) 運営体制
  - (2) 保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携

## 目 次

- 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ
- 2 ガイドラインの構成と活用方法
- 3 基本目標
- 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと
  - (1) 保育の内容
    - ① 子どもの権利
    - ② 保育環境
    - ③ 保育内容
    - ④ 1歳未満児
    - ⑤ 1歳以上3歳未満児
    - ⑥ 3歳以上児
    - ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援
  - (2) 健康及び安全
    - ① 食育
    - ② 健康
    - ③ 安全管理
    - ④ 災害への備え
  - (3) 子育て支援
    - ① **保育施設**を利用している保護者に対する子育て支援
    - ② 地域の保護者等に対する子育て支援
  - (4) 保育者としての資質向上
- 5 保育の質の維持・向上に必要なこと
  - (1) 運営体制
  - (2) 保育の質の向上のための家庭及び地域社会との連携

## 【用語の定義】

「職員」：それぞれの保育施設で働く人。当該保育施設で働く人に限定する場合に使用します。

「保育者」：保育士をはじめ、看護師、調理員、栄養士など保育に関わる人。特定の施設に限定せず、市内の保育施設で保育に携わる人全体を指す場合に使用します。

## 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

本市においては、これまで国の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育者の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各保育所での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取組が始まっています。

本市においても、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を策定し、小金井市における保育の指針として市内の保育所に関わるすべての保育者・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指してまいります。

## 2 ガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、小金井の保育の質の維持・向上のため、各保育所・各保育者に大切にして欲しい基本的な考え方を記載したもので、「4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「5 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に保育所や保育事業者に向けた内容としています。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、保育所や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各保育所・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはないかなどについても、考えながら、日々の保育を行っていただくことを基本としています。

さらに、保育所の中での保育者同士の意見交換や話し合いなどの場において、ガイドラインに記載されていないが各保育所での保育で当てはまることはないか、また新たにできることはないかなど、ワークシートのように活用することで、保育所内での保育の質の維持・向上を図ることを期待するものでもあります。

本ガイドラインの活用にあたっては、各保育所・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践への検討を進めることを目指しています。

そして、これらを積み重ねていく中で、必要に応じ見直しを行います。

## 1 ガイドラインの策定趣旨と位置づけ

本市においては、これまで国の保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、保育者の専門性の向上を目指してきましたが、その取組は、主に各**保育施設**での主体的な取組に対する支援が中心となっていました。近年、保育施設の増加と待機児童の減少とともに、保育の質がさらに注目される中、全国的にも質のガイドライン等を自治体単位で策定し、それを活用することにより、さらなる質の向上を目指す取組が始まっています。

本市においても、保育の質の維持・向上に関して市全体で共通し得る枠組みとなる「保育の質のガイドライン」を策定し、小金井市における保育の指針として市内の**保育施設**に関わるすべての保育者・保護者と共有し、さらなる保育の質の向上を目指してまいります。

## 2 ガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、小金井の保育の質の維持・向上のため、各**保育施設**・各保育者に大切にして欲しい基本的な考え方を記載したもので、「4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」は主に保育者に向けた、「5 保育の質の維持・向上に必要なこと」は主に**保育施設**や保育事業者に向けた内容としています。

記載にあたっては、広く子どもの最善の利益のために、**保育施設**や保育者ができることの可能性を狭めぬよう、具体的な手段を列挙するのではなく、その一例を掲げる程度にとどめることとしました。

そのため、まずは、各**保育施設**・各保育者が、本ガイドラインに書かれたそれぞれの内容に沿った保育を実践するために、子どもに対してできることについて考え、また現在行っている保育内容で十分かどうか、ほかにできることはないかなどについても、考えながら、日々の保育を行っていただくことを基本としています。

さらに、**保育施設**の中での**職員同士**の意見交換や話し合いなどの場において、ガイドラインに記載されていないが各**保育施設**での保育で当てはまることはないか、また新たにできることはないかなど、ワークシートのように活用することで、**保育施設**内での保育の質の維持・向上を図ることを期待するものでもあります。

本ガイドラインの活用にあたっては、各**保育施設**・各保育者個人での活用のほか、今後、研修等を通じて、保育者間での共有、意見交換なども重ねながら、共通理解を深めるとともに、より実践的な活用に結びつけるために、事例の共有や新たな保育実践への検討を進めることを目指しています。

そして、これらを積み重ねていく中で、必要に応じ見直しを行います。

～ ガイドラインの見方 ～

ここでは、各保育所・各保育者が守るべき基本的な考え方を記載しています。  
各保育所・各保育者が、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対して  
できることについて考え、日々の保育の中でも常に念頭に置いていただきたい内容  
を保育に当たってください。

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

子どもの権利は・・・

重要です。

子どもの権利等について職員全体で確認し、十分配慮する。

一人の人間として・・・

不必要な声かけや・・・

ここでは、上段の「基本的な考え方」に基づく、具体的な行動の一例を挙げたもの  
で、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各保育所・各保育者は、この一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」  
に沿った保育とはどのようなものか、今、行っていることでここに該当することは  
何かなどについて考え、話し合ってください。

～ ガイドラインの見方 ～

ここでは、各**保育施設**・各保育者が守るべき基本的な考え方を記載しています。  
各**保育施設**・各保育者が、この内容に沿った保育を実践するため、子どもに対し  
てできることについて考え、日々の保育の中でも常に念頭に置いていただきたい内容  
を保育に当たってください。

(1) 保育の内容

① 子どもの権利

子どもの権利は・・・

重要です。

子どもの権利等について職員全体で確認し、十分配慮する。

一人の人間として・・・

不必要な声かけや・・・

ここでは、上段の「基本的な考え方」に基づく、具体的な行動の一例を挙げたもの  
で、ここに挙げられていることがすべてではありません。

各**保育施設**・各保育者は、この一例を参考にしながら、上段の「基本的な考え方」  
に沿った保育とはどのようなものか、今、行っていることでここに該当するこ  
とは何かなどについて考え、話し合ってください。

### 3 基本目標

わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益を ともに考え続け

尊重していきます

#### 【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに心身の健康を培うため、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重します。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かな（多様な）環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にす豊かな人間性を育みます。

#### 【保護者・保育者・保育所のかかわり】

- 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子どもの生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

#### 【地域・環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

### 3 基本目標

わたしたちは

子ども一人ひとりの最善の利益を ともに考え続け

尊重していきます

#### 【子どもの育ち】

- 安心できる大人との信頼関係をもとに心身の健康を培うため、一人ひとりの思いや生活リズムを尊重します。
- 生活や遊びの中で様々な体験をし、考え、表現する力の基礎を身に付けることができるよう豊かな（多様な）環境を整えます。
- 一人ひとりの違いを尊重し、自分も友達も大切にす豊かな人間性を育みます。

#### 【保護者・保育者・保育施設のかかわり】

- 保護者と保育者がそれぞれの役割・専門性を用いて連携し、一人ひとりの子どもの生活全体について理解を深め、育ちを支えます。

#### 【地域・環境】

- 様々な人々や組織と連携し、地域社会における生活体験の充実を図ります。
- 小金井の豊かな自然に親しむ中で子どもの探求心・好奇心を引き出します。

## 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

### (1) 保育の内容

#### ① 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもがかげがえのない一人の人間として尊重されるための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人ひとりの最善の利益を尊重し、子どもの特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

本市では子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子どもが学び育つ施設の一つである保育所においても、この条例も十分踏まえた対応を行っていくことが重要です。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っていく事が重要です。

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

小金井市子どもの権利に関する条例を知り、育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障について、職員全体で確認し、実践する。

一人の人間として人格を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等を真剣に受け止める。

不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊重する。

おむつ交換やトイレ、着替え、プール指導の際は全裸で放置されることのないよう配慮し、他者の視線を遮る工夫をしている

性差への固定的観念を植え付けないよう、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて配慮している

子どもの名前を呼び捨てにしたり、あだ名をつけたり、子どもの未成熟さによる言動や動作を何度もさせ、笑ったりからかったりしていない

#### ★小金井市子どもの権利に関する条例について★

条例では、第7条から第11条において、特に大切な権利として保障されなければならない5つの「子どもにとって大切な権利」(以下)を定めています。

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに育つ権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

また、第13条において、「育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障」として、保育所を含む、子どもがまなび育つ施設の関係者が取り組むべき項目を掲げています。

## 4 目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと

### (1) 保育の内容

#### ① 子どもの権利

子どもの権利は、すべての子どもがかげがえのない一人の人間として尊重されるための権利であり、私たちにはその権利を守る責務があります。

子どもを取り巻く環境が多様化する中、一人ひとりの最善の利益を尊重し、子どもの特性をとらえ、子どもに寄り添う保育を展開することが必要になっています。

本市では子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子どもが学び育つ施設の一つである**保育施設**においても、この条例も十分踏まえた対応を行っていくことが重要です。

日々の保育においても、常に「子どもの権利」を意識し、どんな場面でも大人の都合を優先するのではなく、子どもの気持ちに寄り添い、深く共感しながら支援を行っていく事が重要です。

子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮する。

小金井市子どもの権利に関する条例を知り、育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障について、職員全体で確認し、実践する。

**子どもの気持ちや意志**を尊重し、瞳や表情・態度から訴えている語りかけ等を真剣に受け止める。

**子どもの羞恥心に配慮して関わりを持つなど、一人の人間としての人格を尊重する。**

不必要な声かけや、否定的な対応をしないなど、子どもを一人の人として尊重する。

**子どもに対して不適切な対応を行っていないか、日常的に振り返る時間を持つ。**

#### ★小金井市子どもの権利に関する条例について★

条例では、第7条から第11条において、特に大切な権利として保障されなければならない5つの「子どもにとって大切な権利」(以下)を定めています。

- 安心して生きる権利
- 自分らしく生きる権利
- ゆたかに育つ権利
- 意見を表明する権利
- 支援を受ける権利

また、第13条において、「育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障」として、子どもがまなび育つ施設の関係者が取り組むべき項目を掲げています。

## ② 保育環境

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。環境の整備・再構築にあたっては、子どもが主体的に関わることができ、豊かで応答性のある環境にしていくことに加え、子どもが経験したことの意味を振り返り、活動の流れや子どもの心の動きに即して、よりよい環境に再構築していくことが、より重要となります。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子どもにとっては、保育士や他の子どもなど人的環境も保育環境に含まれることを十分理解し、子ども同士や職員との関係はもちろん、地域の人々との関わりなど、様々な人と関わることでできる環境を整えることも大切です。

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具（食具・はさみなど）や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることでできる取組を行う。

## ② 保育環境

保育施設は、子どもの命を守ることを第一に考え、子どもにとって安心・安全な環境が整備されていることが必要です。子どもにとって保育室があたかな親しみとくつろぎの場となるとともに、子どもが環境との相互作用を通して成長・発達していくことを理解し、心身共に健康に育つための活動の場となるよう、計画的に環境を整備し、状況に応じて環境の再構成を行うなど、工夫して保育を行います。環境の整備・再構築にあたっては、子どもが主体的に関わることができ、豊かで応答性のある環境にしていくことに加え、子どもが経験したことの意味を振り返り、活動の流れや子どもの心の動きに即して、よりよい環境に再構築していくことが、より重要となります。

また、子どもが自発的に活動し、興味・関心が様々に広がるように、成長・発達に合わせたおもちゃや絵本・季節の自然物などを用意するとともに、小金井の豊かな自然に触れる、戸外での活動の機会を持つことも重要です。

さらに、子どもにとっては、**保育者**や他の子どもなど人的環境も保育環境に含まれることを十分理解し、子ども同士や**保育者**との関係はもちろん、地域の人々との関わりなど、様々な人と関わることでできる環境を整えることも大切です。

室内の環境は子どもたちが安全で過ごしやすい環境を維持する。

一人ひとりの日々の生活リズムを大切にし、心身共に健康に育ち安定して過ごせるように環境を整える。

親しみのある物、生き物等が用意され興味関心が様々に広がるようにする。

発達にあった道具（食具・はさみなど）や玩具を用意する。

草花あそび、虫取り、川あそびなど、自然環境を生かした四季を感じるあそびの機会を作る。

自分たちの住む地域への関心を深めるため、商店街や地域の施設等を含む地域とのつながりを作ることでできる取組を行う。

修正 前

③ 保育内容

保育を行うにあたっては、各保育所の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助することも重要です。

日々の保育は計画に基づいて行うが、子どもの姿に応じて柔軟に展開する。

子どもの生活のリズムを大切にし、健康や安全が守られ、安心感をもちながら落ち着いて過ごせるよう、適切に援助を行う。

子どもの国籍や文化の違いを認め、また、子どもの個人差、発達の差を踏まえて、一人ひとりが違って当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

保育所での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握する。

子どもが生活や遊びの中で直面するちょっとした困り感に気づき、その子にあった援助を行うことで、子ども自らが成長・発達していくことを支える。

保育は「子どものため」のものであることを認識し、常に子どもを中心とした保育を展開する。

小学校以降の子どもの発達を見通しながら、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。

修正 後

③ 保育内容

保育を行うにあたっては、各**保育施設**の保育方針や目標に基づき、一人ひとりの子どもの発達状況に合わせ、また個人差を踏まえ、長期的な見通しをもって計画的に保育を展開します。

また、子どもの状況のみならず、保護者の状況や意向を理解・受容し、それぞれの家庭環境に配慮しながら、必要に応じて関係機関と連携を取り、適切に援助することも重要です。

日々の保育は計画に基づいて行うが、子どもの姿に応じて柔軟に展開する。

子どもの生活のリズムを大切にし、健康や安全が守られ、安心感をもちながら落ち着いて過ごせるよう、適切に援助を行う。

子どもの国籍や文化の違いを認め、また、子どもの個人差、発達の差を踏まえて、一人ひとりが違って当たり前であり、互いに認め合う事が大切であることを伝える。

**保育施設**での生活をよりよく安定したものにするため、保護者と連絡を取り合い、家庭での生活の様子を把握する。

子どもが生活や遊びの中で直面するちょっとした困り感に気づき、その子にあった援助を行うことで、子ども自らが成長・発達していくことを支える。

保育は「子どものため」のものであることを認識し、**養護と教育が一体となるよう**常に子どもを中心とした保育を展開する。

小学校以降の子どもの発達を見通しながら、**乳幼児期**にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。

修正 前

④ 1歳未満児

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になってきます。特にこの時期の保育では特定の保育者との密接な関わりが重要であり、保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に興味を広げていきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらいおよび内容として、身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものとの関わり感性が育つ」の3つの視点が示されています。

生涯にわたって生きる力の基礎を培うために特に大切なこの時期は、上記の3つの視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

一人ひとりの発達過程を踏まえ、子どもの個人差や興味、関心に沿った援助を行う。

室内、戸外でさまざまな遊びを通して身体を動かし健康な心と身体を育てる取組を行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や喃語への応答や、肌のふれあいの温かさや心地よさを実感できるやり取りをとおして、特定の大人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

生活や遊びの中で自然物（虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など）を含む様々なものについて、「見る」「触れる」「探索する」など、体の諸感覚の発達を豊かにする取組を行う。

修正 後

④ 1歳未満児

初めて長い時間を保護者と離れて過ごし、また初めての集団生活を行うこの時期の子どもたちが、家庭で生活するように安心して過ごすために、様々な工夫が必要になってきます。特にこの時期の保育では特定の保育者との密接な関わりが重要であり、保育者の丁寧な、愛情を持った関わりにより築かれた信頼関係を土台として、子どもたちは外の世界に興味を広げていきます。

保育所保育指針では、この時期の保育のねらいおよび内容として、身体的発達に関する視点「健やかにのびのびと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」、精神的発達に関する視点「身近なものとの関わり感性が育つ」の3つの視点が示されています。

生涯にわたって生きる力の基礎を培うために特に大切なこの時期は、上記の3つの視点を踏まえた保育を行っていくことが重要です。

一人ひとりの発達過程を踏まえ、子どもの個人差や興味、関心に沿った援助を行う。

室内、戸外でさまざまな遊びを通して身体を動かし健康な心と身体を育てる取組を行う。

やさしい語りかけ、歌いかけ、発声や喃語への応答や、肌のふれあいの温かさや心地よさを実感できるやり取りをとおして、特定の大人への愛着を育み、愛情の基盤を培う。

生活や遊びの中で自然物（虫・木の実・葉・花・石・砂・雪・氷など）を含む様々なものについて、「見る」「触れる」「探索する」など、体の諸感覚の発達を豊かにする取組を行う。

## ⑤ 1歳以上3歳未満児

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が発現し、主張や要求を貫きたいという自分の気持ちが、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育者に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気づき、社会性の芽生えを育てていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが自分なりにしようとする姿を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。また、情緒的な絆を深められるようできるだけ特定の保育者が子どもとゆったりとした関わりをもつことも求められています。保育所において子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動のあり方は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。3歳未満児は、クラスの人数に関わらず、一人ひとりの子どもの状況に合わせた保育の形態や方法の工夫が求められます。

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、自分なりに考え、子どもが自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごすことができるよう配慮する。

保育者が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮がされている。子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

## ⑤ 1歳以上3歳未満児

この時期は、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。

また、「イヤイヤ」「ジブンデ」などの自己主張が発現し、主張や要求を貫きたいという自分の気持ちが、相手の気持ちとぶつかり合う時期です。子どもは、保育者に気持ちを共感してもらい、また代弁してもらうことで、相手の気持ちにも気づき、社会性の芽生えを育てていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、保育のねらい及び内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、子どもの生活の安定を図りながら、子どもが自分なりにやってみようとする姿を見守るとともに、愛情豊かに応答的に関わり、適切な援助を行うことが重要です。また、情緒的な絆を深められるようできるだけ特定の保育者が子どもとゆったりとした関わりをもつことも求められています。保育施設において子どもが過ごす集団の大きさや、そこでの遊びや活動のあり方は、年齢や活動の内容等に応じて異なります。3歳未満児は、クラスの人数に関わらず、**少人数での保育を行うなど**、一人ひとりの子どもの状況に合わせた保育の形態や方法の工夫が求められます。

子ども一人ひとりの行動や思いをありのままに受け止め、共感的に心を動かしたり一緒に考えたりしながら、自分なりに考え、子どもが自分の力でやってみようとする気持ちを持つことができるよう援助する。

食事、睡眠、遊び、休息を規則正しくとり生活リズムをつくり健康に過ごすことができるよう配慮する。

保育者が、子どもの気持ちに共感や代弁をしながら、子どもが自己主張したり相手の気持ちに気づくなど、社会性の芽が育まれるよう関わる。

子どもたちが遊びに夢中になることができる時間と空間への配慮がされている。子どもの自主性、自発性を尊重すると共に子ども同士の関わり遊びが豊かに行われるよう定期的に玩具の入れ替えやコーナー作り等を工夫する。

自分の思いを伝えようとすることを大事にし、ゆっくりと落ち着いた態度で聴き、子どもからの言葉を引き出す。

子どもの表情、行為を受け止めその気持ちを言葉にして子どもに返していくことで思いや要求を表現できるようにする。

## ⑥ 3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣が自立し、理解する語彙数が増加し、知的興味や関心も高まってくることに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取組を通して友達の良いところに気付き、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、一人ひとりの状況に応じて個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいけるような取組を行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

特定の表現活動ではなく、毎日の生活や遊びの中で、心を動かされ自由に表現できるような環境を整え、自己表現が豊かになっていく過程を共に楽しみ、さらに子ども同士の中で広がっていくよう工夫と援助をする。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んで行けるように「声かけや働きかけ」を行う。

## ⑥ 3歳以上児

この時期は、基本的な生活習慣が自立し、理解する語彙数が増加し、知的興味や関心も高まってくることに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。集団での取組を通して友達の良いところに気付き、力を合わせて一つの事に取り組む楽しさや達成感を味わい、次にチャレンジする力を得ていきます。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育所保育指針においては、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5領域として保育のねらい及び内容が示されています。

保育者は、これらの5つの領域を意識しつつ、一人ひとりの状況に応じて個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、日々の保育を行っていくことが重要です。

戸外活動において、さまざまな身体の動かし方や、遊具の使い方、安全に楽しく遊ぶためのルールや危険回避の方法を学ぶことができるよう援助を行う。

生活や遊びの中で、子どもが互いに思いを主張し自分の気持ちの調整を学んでいけるように、「声かけや働きかけ」を行う。

多様な経験を重ねていく中で達成感や満足感を味わうことが出来るよう援助を行う。

自然の中で思い切り遊び、好奇心や探究心を刺激するように目的をもって戸外活動を行う。

わからないことや知りたいことなどを、相手のわかる言葉で表現し、伝えられるよう援助する。

行事など特定の表現活動に偏るのではなく、毎日の生活や遊びの中で、心を動かされ自由に表現できるような環境を整える。

自己表現が豊かになっていく過程を共に楽しみ、さらに子ども同士の中で広がっていくよう工夫と援助をする。

## 修正 前

### ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

一人ひとりが求める配慮はそれぞれ異なり、多様であるため、その子にとって必要なことは何なのかを子どもの立場に立って考え、支援することが必要です。

保育にあたっては、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築きながら、子どもの発達状況や心身の状況を把握し、その子にあった配慮や支援を行います。また、その子だけでなく周りの子どもたちに対しても、いろいろな育ちがあり、ともに成長し社会で生活していく仲間であるという気持ちが育つよう、援助を行います。

保育者一人ひとりが発達を支援する多様な知識や技術の習得に努め、園の職員全体で情報を共有し、支援を行うとともに、必要に応じて専門機関とも連携をとり、支援体制の充実を図ることも重要です。

個別配慮をしながらクラスの仲間と散歩へ行ったり、それぞれが楽しく生活できるように工夫する。

専門家のアドバイスをもらい、職員で共有することで、全体のスキルアップに努め、支援体制の充実につなげる。

他機関との連携をとりながら本人が生活していく中で困ることがないように成長発達を支援する。

子育てに困難や不安、負担感を抱いている保護者の気持ちに寄り添い、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援を行う。

## 修正 後

### ⑦ 配慮を必要とする子どもの支援

一人ひとりが求める配慮はそれぞれ異なり、多様であるため、その子<sup>ども</sup>にとって必要なことは何なのかを子どもの立場に立って考え、支援することが必要です。

保育にあたっては、保護者と連絡を密にし、信頼関係を築きながら、子どもの発達状況や心身の状況を把握し、その子<sup>ども</sup>にあった配慮や支援を行います。また、その子<sup>ども</sup>だけでなく周りの子どもたちに対しても、いろいろな育ちがあり、ともに成長し社会で生活していく仲間であるという気持ちが育つよう、援助を行います。

保育者一人ひとりが、<sup>子どもの発達や文化の違い、経験の個人差等に留意した支援を行うために必要な知識や技術の習得に努め、職員全体で情報を共有するとともに、必要に応じて専門機関とも連携をとり、支援体制の充実を図ることも重要です。</sup>

個別配慮をしながらクラスの仲間と散歩へ行ったり、それぞれが楽しく生活できるように工夫する。

専門家のアドバイスをもらい、職員で共有することで、全体のスキルアップに努め、支援体制の充実につなげる。

他機関との連携をとりながら本人が生活していく中で困ることがないように成長発達を支援する。

子育てに困難や不安、負担感を抱いている保護者の気持ちに寄り添い、子どもの生育歴や各家庭の状況に応じた支援を行う。

## (2) 健康及び安全

## ① 食育

保育所における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。毎日の生活体験を積み重ねる中で、適切な食生活と食習慣、食の楽しさ、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜び、食材や調理する人への感謝の気持ちや命の大切さを学びます。

また、乳児期にふさわしい食生活が展開されるとともに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で食に関する取組が進められるよう、食育計画の作成・評価及び改善を行うことも重要です。

食事のときは、子どもの気持ちに寄り添い、無理やり食べさせるようなことはしないよう、支援を行う。

子どもたちが友だちや保育士との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、献立の趣旨に合った適切な温度で給食を提供する。

食事するタイミング（いただきます・ごちそうさま）は、無理に全員同じタイミングに統一せず、年齢や発達状況等、子どもの状態に配慮し、個々の子どもの生活リズムに合わせたタイミングで行う。

各保育所における給食方針や目標が計画され、計画に基づき保育士、調理員、栄養士、看護師等の職員同士が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。

## (2) 健康及び安全

## ① 食育

**保育施設**における食育は、健康な生活の基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。毎日の生活体験を積み重ねる中で、適切な食生活と食習慣、食の楽しさ、食の大切さ、友達と一緒に食べる喜び、食材や調理する人への感謝の気持ちや命の大切さを学びます。

また、**乳幼児期**にふさわしい食生活が展開されるとともに、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で食に関する取組が進められるよう、食育計画の作成・評価及び改善を行うことも重要です。

食事のときは、子どもの気持ちに寄り添い、無理やり食べさせるようなことはしないよう、支援を行う。

子どもたちが友だちや**保育者**との食事中の会話を楽しみ、友だちと一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べられるよう支援を行う。

個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、献立の趣旨に合った適切な温度で給食を提供する。

食事するタイミング（いただきます・ごちそうさま）は、無理に全員同じタイミングに統一せず、年齢や発達状況等、子どもの状態に配慮し、個々の子どもの生活リズムに合わせたタイミングで行う。

各**保育施設**における給食方針や目標が計画され、計画に基づき**職員同士**が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組を行う。

## ② 健康

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。子どもの状態・発育・発達状況について定期的・継続的に、また必要に応じて随時<sup>1,2</sup>把握し、子どもの心身の状態に応じた保育を行います。

子どもが自らの体や健康に関心が持てるよう、手洗いなどの清潔習慣が楽しく身につくよう援助を行います。

また、保護者からの情報や、登園時や保育中の子どもの状況を観察し、何らかの疾病や不適切な養育の兆候等が無いかに注意を払い、何らかの兆候が見られる場合は、必要に応じて嘱託医や保護者、関係機関と連携を取り、適切に対応を行います。

定期的な健康診断に加え、日々の子どもの心身の状態の観察や保護者からの子どもの状態に関する情報提供により、子どもの心身の状態をきめ細やかに確認する。

子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康な身体づくりに取り組むよう支援を行う。

保育中、子どもの異常が発見されたら、保護者に連絡するとともに嘱託医、かかりつけ医に相談して、適切な処置を行う。

## ② 健康

子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本です。子どもの状態・発育・発達状況について定期的・継続的に、また必要に応じて随時<sup>1,2</sup>把握し、子どもの心身の状態に応じた保育を行います。

子どもが自らの体や健康に関心が持てるよう、手洗いなどの清潔習慣が楽しく身につくよう援助を行います。

また、保護者からの情報や、登園時や保育中の子どもの状況を観察し、何らかの疾病や不適切な養育の兆候等が無いかに注意を払い、何らかの兆候が見られる場合は、必要に応じて嘱託医や保護者、関係機関と連携を取り、適切に対応を行います。

定期的な健康診断に加え、日々の子どもの心身の状態の観察や保護者からの情報提供により、子どもの状態をきめ細やかに確認する。

子どもたちが自分の身体に関心を持ち、健康な身体づくりに取り組むよう支援を行う。

保育中、子どもの異常が発見されたら、保護者に連絡するとともに嘱託医、かかりつけ医に相談して、適切な処置を行う。

## ③ 安全管理

保育者には、子どもの心身の健やかな育ちを支援する為に、衛生的で快適な環境を整えるとともに、安全な環境を整備していく責任があります。

保育所における事故のリスクは、大きく、「子どもの持つリスク」・「保育者の持つリスク」・「施設・設備の持つリスク」の3つに分けられます。事故発生の頻度を抑えるためにも、子どもの発達の特性と事故の関わりを理解し、3つのリスクを低くすることが重要です。

特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを理解し、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図ることが求められます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、これまで以上に感染症の予防・拡大防止のための取組を積極的に行うことが必要です。

日常的に遊具の安全点検や保育環境の点検を定期的に行う。必要に応じ改善を行う。

外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練を行う。

保育者の衛生知識の向上に取り組むとともに、衛生管理に関する対応手順の周知徹底を定期的に行う。

食物アレルギーに関する最新の知識を全職員で共有する。また、誤飲した場合の対応方法についても職員間で共有し、訓練を行う。

「保育所における感染症対策ガイドライン」など、国や関係機関から発出される通知や指針、各保育所で作成するマニュアル等の内容について、職員間で共有する。

## ③ 安全管理

保育者には、子どもの心身の健やかな育ちを支援する為に、衛生的で快適な環境を整えるとともに、安全な環境を整備していく責任があります。

**保育施設**における事故のリスクは、大きく、「子どもの持つリスク」・「保育者の持つリスク」・「施設・設備の持つリスク」の3つに分けられます。事故発生の頻度を抑えるためにも、子どもの発達の特性と事故の関わりを理解し、3つのリスクを低くすることが重要です。

特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを理解し、安全対策のために全職員の共通理解や体制作りを図ることが求められます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、これまで以上に感染症の予防・拡大防止のための取組を積極的に行うことが必要です。

遊具の安全点検や保育環境の点検を定期的に行う**とともに**、必要に応じ改善を行う。

外部からの不審者等の侵入防止のための対策や訓練を行う。

保育者の衛生知識の向上に取り組むとともに、衛生管理に関する対応手順の周知徹底を定期的に行う。

食物アレルギーに関する最新の知識を全職員で共有する。また、誤飲した場合の対応方法についても職員間で共有し、訓練を行う。

「保育所における感染症対策ガイドライン」など、国や関係機関から発出される通知や指針、各**保育施設**で作成するマニュアル等の内容について、職員間で共有する。

## ④ 災害への備え

火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認<sup>14</sup>や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要があります。

実際に災害が発生した際に、保護者等への連絡や子どもの引き渡しを円滑に行うために、日ごろから保護者との情報共有に努めるとともに、地域の関係機関とも連携を行い、発災時には協力が得られるよう備えておくことも重要です。

防火設備・避難経路等の安全性が確保されるように、定期的に安全点検を行い、職員全体で共有する。

災害時を想定して、定期的に避難、消火、引き取り訓練を計画に沿って行う。

地域の関係機関との連携を図り、協力が得られるように努める。

## ④ 災害への備え

火災や地震などの災害の発生に備え、定期的に防火設備、避難経路の安全性の確認や避難訓練の実施など、安全対策をしていく必要があります。

実際に災害が発生した際に、保護者等への連絡や子どもの引き渡しを円滑に行うために、日ごろから保護者との情報共有に努めるとともに、地域<sup>14</sup>の関係機関とも連携を行い、発災時には協力が得られるよう備えておくことも重要です。

防火設備・避難経路等の安全性が確保されるように、定期的に安全点検を行い、職員全体で共有する。

災害時を想定して、定期的に避難、消火、引き取り訓練を計画に沿って行う。

地域<sup>14</sup>の関係機関との連携を図り、協力が得られるように努める。

## (3) 子育て支援

## ① 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

子どもの健やかな育ちを実現できるよう、また保護者が安心して働き続けることができるよう、保育者が専門性を生かして子育て家庭の支援を行います。

保護者の置かれている状況や思いを受け止め、子どもの日々の状況を細かに伝える事で、共に子どもの成長を喜び、保護者が子育てへの自信や意欲を高めることができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していく事が大切です。その際、子育てで保護者が孤立することがないよう、保護者への支援という一方向の視点ではなく、保育所と保護者が一緒になってその子を育てていることを保護者と共有することも必要です。

保護者との相互理解のために、保護者が日々の保育の意図や保育のねらいを理解できるように説明を行う。

連絡ノートや面談を通して、保護者の気持ちや子育て等の悩みを聞く。

専門的な知識を生かして保護者の状況に寄り添い、必要な支援を行う。

## (3) 子育て支援

## ① 保育施設を利用している保護者に対する子育て支援

子どもの健やかな育ちを実現できるよう、また保護者が安心して働き続けることができるよう、保育者が専門性を生かして子育て家庭の支援を行います。

保護者の置かれている状況や思いを受け止め、子どもの日々の状況を細かに伝える事で、共に子どもの成長を喜び、保護者が子育てへの自信や意欲を高めることができるよう、子どもの育ちと子育てを支援していく事が大切です。その際、子育てで保護者が孤立することがないよう、保護者への支援という一方向の視点ではなく、**保育施設**と保護者が一緒になってその子を育てていることを保護者と共有することも必要です。

保護者との相互理解のために、保護者が日々の保育の意図や保育のねらいを理解できるように説明を行う。

連絡ノートや面談を通して、保護者の気持ちや子育て等の悩みを聞く。

専門的な知識を生かして保護者の状況に寄り添い、必要な支援を行う。

## ② 地域の保護者等に対する子育て支援

地域に開かれた保育所として、保育所に在籍していない子育て家庭にも保育に支障がない限りにおいて施設や園庭等を開放し、交流の場を設定するなど、地域の保護者等に対して専門性を生かした子育て支援を行う必要があります。また、地域の関係機関等と連携を図り、子どもを中心として地域全体で子育てを行うための環境づくりに努めることが重要です。

地域住民との交流の機会などを保育所の実情に応じて設けるなど、地域と連携・交流する取組を行う。

施設や園庭の開放、また子育て相談やミニ講演会の実施など、保育所の実情に応じて地域の子育て家庭に対する支援を行う。

## ② 地域の保護者等に対する子育て支援

地域に開かれた保育施設として、保育施設に在籍していない子育て家庭にも保育に支障がない限りにおいて施設や園庭等を開放し、交流の場を設定するなど、地域の保護者等に対して専門性を生かした子育て支援を行うよう努める必要があります。また、地域や関係機関等と連携を図り、子どもを中心として地域全体で子育てを行うための環境づくりに努めることが重要です。

子育て支援の取組として、地域住民との交流の機会などを保育施設の実情に応じて設けるなど、地域と連携・交流を行う。

施設や園庭等の開放、また子育て相談やミニ講演会の実施など、保育施設の実情に応じて地域の子育て家庭に対する支援を行う。